

学校教育体系における幼稚園教育の位置付け —政策上の議論の展開に注目して—

野 崎 真 琴

1. はじめに

戦後学校教育法の制定により、幼稚園は、「学校」として明確に位置づけられてはきたが、小学校以上の学校に比べると、社会全体として注目され、議論される機会は少なかったように思われる。例えば、戦後の学校教育の展開の中で、いじめ、不登校、学級崩壊、学力低下などこれまで社会問題として関心が集められてきた教育問題も小中高等学校を中心に指摘されてきたものであり、また教育の内容について論じられる場合も、義務教育段階以上の学校に置かれる比重がやはり一般社会全体としても、政策的にも大きかったのではないだろうか。

ところが、近年、幼児教育に関する言及が政策議論上において多く見られるようになってきている。その背景には、少年犯罪の頻発など子どもの心の荒廃が目立ってきたことや、子どもの体力の低下や生活習慣が身につけていないこと、小学校における「学級崩壊」、「小1プロブレム」などの問題が指摘される状況があり、幼児期の発達のあり方に関心が向けられるようになったと思われる。

幼児期における教育の重要性が、国やより多くの国民に認識され、そこに力が注がれることは望ましいことではあるが、その際、単に小学校以上の問題を解決する為との視点からのみなされるのではなく、幼児期における子どもそのものの発達を保障する観点を忘れてはならない。そして、そのような観点から、幼稚園教育が学校教育体系の中に位置づけられる必要がある。

本稿では、幼稚園教育が戦後学校教育体系の中において、どのような意義をもつものとして認識され位置づけられてきたのかについて、主に国の教育制度上、政策上のそれに注目して明らかにする。特に、幼稚園における教育内容のあり方が、小学校以上の教育内容との関係で、検討され

てきたのか否か、検討されてきたのであれば、どのように踏まえられてきたかに注目したい。さらに、幼稚園教育に関する最近の政策議論についても検討し、学校教育体系において幼稚園教育がいかに位置づけられようとしているのか若干の考察を行う。

なお、本稿において、「幼稚園教育内容」あるいは「幼稚園の教育内容」といった際、幼稚園の目的である「保育」の教育的側面だけでなく養護的側面も含むものとして扱う。

2. 学校教育体系における幼稚園教育の位置付け—戦後「保育要領」から1998年改訂幼稚園教育要領まで—

幼稚園は、戦後、1947(昭和22)年に学校教育法が制定されたことで、「学校」として位置づけられた。そして、わが国における幼稚園としての目的及び目標もそこに明確に規定された。それでは、戦後、「学校」としてスタートした幼稚園は、その教育内容について、小学校以上の学校との関係において制度上どのように捉えられてきたのであろうか。

(1) 1948(昭和23)年刊行の「保育要領」の時期

①1948年刊行「保育要領」に示される幼稚園教育内容の特徴と学校教育におけるその位置付け
戦後、幼稚園教育内容の公的な基準として最初に示されたのが、文部省によって編集された1948(昭和23)年の「保育要領」である。これは、「多年わが国の幼児教育界で積み重ねた経験にもとづいて書かれた」¹⁾ものであり、幼稚園だけでなく保育所や家庭も含めて、それらにおける保育の手引書としての性格である試案として刊行されたのである。これには、幼児期の発達の特質、生活指導、生活環境等について解説がなされており、保育内容については、「幼児の保育内容—楽しい幼児の

経験一」として、「見学、リズム、休息、自由遊び、音楽、お話、絵画、製作、自然観察、ごっこあそび、劇遊び、人形しばい、健康保育、年中行事」の12項目が示されている。ここで示されている保育内容の特質は、幼児の生活全体を保育の対象としており、幼児の興味や関心及びそれに基づく経験を重視しているところにあった。

戦前の「保育5項目と比較すると、教育の視点だけに限定しないで、『社会性』を育てることを主眼として、幼児の生活全般を保育内容にとらえたことが大きな特徴」であり、「子どもの興味・関心や自発的な活動に基づく自由遊びを重視し、幼児を取り巻く生活環境による間接指導を提案」するものであった。²⁾

保育要領では、幼稚園と小学校との関係について、「保育所や幼稚園の幼児たちは、その教育の効果を持って小学校に入学する。したがって小学校とあらかじめよく連絡をとることも、また欠くことのできないことである。」としているが、「連絡の事項、有効な連絡法をここに述べる余裕がない」と、それ以上の具体的なことについては示されていない。

幼稚園が法制度的に学校教育体系に位置づけられたとはいえ、保育要領にも書かれてあるように、「幼児期における教育の重要性が、ともすれば今までは見のがされてきた」のであり、戦後「学校教育の系統の出発点」として認められたのは、幼児期を対象とした教育機関の必要性を世人が理解し、それへの関心が高まったことを意味するが、「ほんとうの普及発達は、これからの問題」であり、幼稚園の教育内容を小学校以上のそれとの関係でどう位置付けるかという点については検討されていなかったと思われる。また坂元は、戦前から「わが国では、小・中学校教育については、その教育の実質をことこまかに定めて、一般の教師をそれに従わせるという風習」があった一方で、「幼児教育の場合はそうした画一的な処置ではなく、いつも現場の経験を尊重して、その工夫や研究の余地が大幅に認められてきた」とし、「この姿勢は、戦後の保育要領にいたっても、少しも変わっていない」³⁾と指摘している。

②保育要領改訂への動き

森上は、保育要領が当時保育を実践していた人々には歓迎されたが、保育を外部から眺める指導的立場にあった指導主事、兼任園長、学校教育を経てなった園長などには評判が悪く、もっと組織性や系統性がほしいという要求が強かったこと、また、「新教育運動が多少ムードに流されたきらいがあり、『基礎学力が十分につかない』とか、『発達のおさえがきちんとされてない』などという批判が小学校教育界で生じ、子どもが身にけるべきものをミニマムエッセンシャルズ（最低必要基準）としておさえ、これを系統的に指導すべきだ」という動きがでてきたことが保育要領改訂の契機となったと指摘している。⁴⁾

また、そのような中、1951（昭和26）年に平和条約が締結され1952（昭和27）年にそれが発効し、日本が敗戦国から独立を回復したことで、国全体の進路が変わり、「教育についても、戦後の施策に対する検討や反省の空気が一段と強くなり、いわばわが国本来の動きにもどそうという動きが高まった。とくに義務教育に関しては、系統性や基礎学力の向上というようなことがさかんに唱えられた。そして保育要領についても、「保育所や父母にも通用する、といった考え方を棄てて、厳密な意味での幼稚園の教育課程の基準でなければならぬ」として、そのために「もっと系統や組織のあるものにしなければならぬ、といった考えが強くなっ」たのである。⁵⁾

（2）1956（昭和31）年刊行の「幼稚園教育要領」の時期

①1956年刊行の「幼稚園教育要領」に示される幼稚園教育内容の特徴と学校教育における位置付け

文部省は1956（昭和31）年2月に、保育要領を大幅に改訂し、幼稚園教育内容に関する新たな国家的な基準を示すものとして「幼稚園教育要領」を刊行した。これは、保育要領が幼稚園だけでなく保育所や家庭教育の手引書でもあったのとは異なり、幼稚園の教育内容に対象を限定してその基準を示すものであった。

「改訂の要点」の一つ目に、「幼稚園の保育内容について、小学校との一貫性を持たせるようにし

た。」と示されているように、幼稚園における教育内容の小学校のそれとのつながりが強調されている。

また、二つ目の「改訂の要点」として、「幼稚園教育の目標を具体化し、指導計画の作成に役立つようにした」とあるが、保育要領には項目としてなかった「指導計画の作成とその運営」において、「小学校の教育課程を考慮して計画すること」と示されており、教育内容面における幼稚園と小学校とのつながりがここでも言われている。

森上は、教育要領が保育要領と大幅に異なっている点の一つとして「保育要領が小学校教育をほとんど意識せず、幼児教育の独自性を前面に打ち出しているのに対して、教育要領では幼稚園を小学校の前段階として位置づけ、教育内容についても小学校との一貫性をもたせようとしていること」と指摘している。⁶⁾

また、「幼稚園教育の内容」として、学校教育法に定める幼稚園教育の目的・目標にしたがって、小学校の教科との関連性の強い6つの「領域」(「健康」「社会」「自然」「言語」「音楽リズム」「絵画製作」)に分類して示されており、これは幼稚園の教育内容に小学校のそれとの一貫性を持たせるために設けられたものと思われる。さらに領域ごとには「望ましい経験」が表示されている。その内容は領域ごとに示されてはいるが、「小学校以上の学校における教科とは、その性格を大いに異にする」もので「幼稚園の時代は、まだ、教科というようなわくで学習させる段階ではない」と明記されている。

幼稚園の教育内容については小学校との一貫性を持たせようとしつつも、教科指導のようなあり方ではない指導方法が取られるべきことが示されているのである。

②幼稚園教育要領改訂への動き

ところが、教育要領では領域を示したのは「内容を組織的に考え、かつ指導計画を立案するための便宜のためからしたものである」といった記述などがあることから、「領域別に指導計画を立てて指導するのが望ましいといった誤解が生じた。⁷⁾そして、「領域毎時間編成の保育実践がかなり広ま」り、幼稚園教育における領域と小学校以

上の学校における教科が「どう違うかが実践レベルで理解されないままに扱われてきた」のである。⁸⁾

1961(昭和36)年には、「教材等調査研究会幼稚園教育小委員会」が発足し、教育要領改訂の動きが起こっていた。改訂の主な理由としては、「6領域を小学校の教科のように考えて指導するという弊害が生じ、現場からの批判もあり、是正の必要に迫られていた」ことである。⁹⁾

教育要領が、幼稚園教育が、指導方法においては小学校以上の教科指導とは異なることを示しつつも、教育内容に関して、小学校との一貫性を強調したことや小学校の教科名を連想させる領域を示したことで、実際には、教科指導のような実践が広まってしまったといえる。保育要領と異なり、幼稚園教育要領は、幼稚園教育をその固有性を保ちつつ学校教育体系に位置づけようとしたわけであるが、結果的に幼児の発達特性にそぐわない実践につながってしまったのである。

③社会的要請からの幼稚園教育への影響

当時、幼児教育に対しては、財界の意向を踏まえた政策上の要請があった。経済成長を背景として、それを支える『人づくり』ということばに総称される政府・産業界の教育要求のなかで、乳幼児にむけられた関心は、将来の労働力構成にかかわる人口問題であり、質の高い労働力を確保するための幼児教育問題であった。¹⁰⁾

1963(昭和38)年1月に、灘尾文相が「幼稚園教育の義務化」の見解表明を行ったことに続き、同年9月に文部省は「幼稚園教育振興計画」を策定し、公・私立幼稚園を増設し、幼稚園就園率を引き上げることを目指した。さらに1966(昭和41)年6月には、中村文相が「就学年齢を5歳に引き下げる」と発言し、また経済同友会や日経連といった財界からも就学年齢を1年引き下げることが提言されている。¹¹⁾

政府としては、1960年代においては財界からの要請を背景とした経済成長という目的のもとで、幼稚園教育に対しては、質の高い労働力確保のための幼稚園就園率の拡大を意図していたのであり、そのような意味で重要視していたといえる。

(3) 1964 (昭和39) 年改訂の幼稚園教育要領の時期

①1964年改訂の幼稚園教育要領に示される幼稚園教育内容の特徴と学校教育における位置付け

1964 (昭和39) 年の幼稚園教育要領改訂に際しては、学校教育法施行規則が改正され、この改訂時以降、幼稚園教育要領は文部省告示として公示することとされ、教育内容についての国家的基準としての性格が明確化された。

1964年改訂時には、それまでの教育要領の実施の経験に即し、幼稚園教育の課程の基準として確立し、幼稚園教育の固有性について一層明確化し、教育課程の構成についての基本的な考え方を示すなどの観点から改訂を行った。教育内容を精選し、幼稚園修了までに達成することが望ましい「ねらい」が明示されている。6領域に整理された「ねらい」は「幼児の生活経験に即した、のぞましい活動をいとなませること」、「総合的な指導を行うこと」で達成されるものであることを示し、幼稚園教育の基本的な考え方及び教育課程の編成の方針を明確化した。

幼稚園と小学校以上の学校との関係については、「指導及び指導計画作成上の留意事項」において、「幼稚園修了前の幼児については、小学校へ進学する期待や心構えなどを育てるように配慮すること」と示されているが、教育内容に関する幼稚園と学校とのつながりのあり方についてなどそれ以上のことは触れられていない。これは、1956年版教育要領によって幼稚園で小学校の教科指導のような実践が広まってしまったことに対する批判を受けて、1964年の改訂時には、敢えて幼稚園と小学校との一貫性を強調する記述をしなかったのではないと思われる。

②1964年改訂幼稚園教育要領と幼稚園での実践

しかし、1956年改訂教育要領の「弊害」を除去しようとした改訂委員会の意図は、1964年改訂教育要領が1956年版と「領域名を同じにしたこと、また、指導書を領域別に作り、そこに望ましい経験や活動例を示したことなど」により、「十分に現場に浸透したとはいえない面があった」と森上は指摘する。¹²⁾

関口も、実際の現場での実践について以下のよ

うに述べている。1964年改訂教育要領では『『望ましい幼児の経験や活動を適切に選択し配列して、調和のとれた指導計画を作成し、これを実施しなければならない』となっているため、『保育者』が望ましいと考える活動をさせようとする活動中心の保育が広まった。すなわち、個々の幼児自身の発達の、内的要求に十分応じようとする視点よりも、保育者が経験させることが望ましいとめざす活動を優先する結果となり、この傾向は現在に至るまで根強く残っている。それはともすれば保育者が『幼児にふさわしい』と考える内容に支配されることになり。それが保育の形式化を招き、過去の実践成果に規定されることになり、『今、ここにいる』個々の幼児の個性や発達要求からははずれることになった。』¹³⁾

③財界からの要請と幼稚園教育の位置付け

また、1964年改訂教育要領は、幼児期における教育の固有のあり方を示す一方で、「法的基準性を明確にし、徳育重視の方向を強調するなど、要領は、おとなしく科学につよい子どもを求める政府・財界の人づくり政策の一環をにない、文部省内の保育内容統制強化を意図したもの」とも言われる。¹⁴⁾

1971 (昭和46) 年の中央教育審議会答申「初等・中等教育の改革に関する基本構想」において、「人間の発達過程に応じた学校体系の開発」として、「先導的試行」に着手する必要があるとしており、その「先導的試行」の一つとして、「4、5歳児から小学校の低学年の児童までを同じ教育機関で一貫した教育を行うことによって、幼年期の教育効果を高めること」を掲げ、そのねらいを次のように述べている。

「幼年期の集団施設教育のさまざまな可能性を究明する為であって、現在の幼稚園と小学校の教育の継続性に問題のあること、幼年期のいわゆる早熟化に対応する就学の始期の再検討、早期教育による才能開発の可能性の検討などの提案について、具体的な結論を得ようとするものである」

このような構想が出された背景として、「人的能力開発」のための教育改革の推進やその一環として位置づけられうる就学年齢引き下げの提言が、財界から出されていたことを踏まえると、国

の政策としては、そのような財界の意見に偏った要請に応える形で、学校教育体系の中に幼稚園教育を位置付けようとしていたことがうかがえる。¹⁵⁾

(4) 1989(平成元)年改訂の幼稚園教育要領の時期

①1989年改訂の幼稚園教育要領に示される幼稚園教育内容の特徴と学校教育における位置付け

1989年時の改訂は実に25年ぶりのそれであるが、初めて「幼稚園教育の基本」を示すことにより、幼稚園教育に対する共通理解が得られるようにする、また社会変化に適切に対応できるように重視すべき事項を明らかにし、それが幼稚園教育全体を通して達成できるようにするといった観点からの全面改訂が行われた。

また、冒頭の「幼稚園教育の基本」の前文として、「幼稚園教育は環境を通して行うものである」ことを明示した。戦後すぐに出された学校教育法には「幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、心身の発達を助長することを目的とする」と規定され、保育における「環境」の重要性は示されていたのであるが、1989年の改訂に至るまで幼稚園において、「とかく、教師が選んだ活動をスムーズにさせるといった前提で環境が用意されて」¹⁶⁾いたことを見直して、幼児期の主体性の尊重という点から、改めて強調されたのである。

また、幼稚園教育の「ねらい」は「幼稚園修了までに育つことが期待される心情、意欲、態度など」とされ、「内容」は「ねらいを達成するために指導する事項」であるとして、「ねらい」と「内容」の関係を明確化した。そして、ねらいや内容を「幼児の発達の側面」から、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5つの領域に整理し、幼稚園生活の全体を通じねらいが総合的に達成されるようにすることが示された。さらに、ねらいを総合的に達成する際には、「幼児の自発的な活動」かつ「心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習」である「遊び」を通しての指導を中心に進めることも明示された。

小学校以上の学校とのつながりに関しては、特に示されていない。しかし、柴崎は、臨時教育審議会¹⁷⁾が教育改革のポイントの一つとしてあげ

ていた「生涯学習体系への移行」という方向性が示された上での改訂であり、「生涯発達の観点にたち、幼稚園から高校までの教育の一貫性に主眼が置かれた改訂」、つまり「幼児教育が生涯学習の基礎を形成する」との視点を含んだ改訂であったとしている。¹⁸⁾

また、1989年の改訂に際して、1987(昭和62)年に出された教育課程審議会答申では、小学校の低学年において理科と社会科を廃し、幼稚園との接続を考慮した「生活科」を新設することが提起され、1989年改訂の小学校学習指導要領に反映された。生活科は、総合的かつ体験的な学習を含んでおり、「幼稚園の教育の考え方を小学校低学年のところへ発展させていった」ものといえる。¹⁹⁾

幼稚園教育の固有性を明確にしつつ、それと小学校以降の教育とのつながりについて、様々な点で考慮されている。

②1989(平成元)年改訂に至るまでの社会状況の変化

ところで、1964(昭和39)年改訂時から次の1989(平成元)年改訂までには四半世紀が経過していた。先にも見たように、1960年代は、政府・財界が一体となった人づくり政策が推進され、そこから幼稚園をも含む学校教育体系の一貫性の重要性が言われたのであるが、1964年改訂時から1989年改訂に致る背景として、その間の社会状況の変化について川原は次のように説明している。

「この間に、日本が世界でも屈指の経済大国に高度成長した。産業構造のめまぐるしい変動、高度な情報化、高学歴社会化、人口の高齢化、それに伴う生活様式や生活意識、労働形態、価値観の多様化など、大きな変化を遂げた。このような激動社会に生まれ育つ子どもは、環境の影響を大きく受けることは当然である。」都市化、核家族化によって、子どもの成長にとって重要な遊びの時間、空間、仲間が減り、自然環境に触れる体験の減少、家族や地域社会での人間関係の希薄化が進んだ。「家庭及び地域社会の教育能力の低下なども、育児の社会化に期待される面が強くなってきた。最近の子どもがおかしくなっているということは、かなり早くから保育者の間でも指摘されていた。転んでも手が出ないで顔をじかに打つ子、

自分の身の回りの始末ができないのに難しい漢字を知っている子、『何して遊んだらいいの』と大人に頼り、自分から遊べない子など、幾多の実態が報告されている。

一方、高学歴の影響を受けて、保護者の幼児教育への期待が過熱し、出生率の減少から、子どもを奪い合う幼稚園の運営とが結びついて、幼児期としてふさわしくない早期教育が行われる傾向も出てきた。こうした子どもを取り巻く社会的、自然環境の大きな変化が、子どもに多大の影響を与えているという危機感が、改訂に向かわせた理由の一つであった。²⁰⁾

(5) 1998(平成10)年改訂の幼稚園教育要領の時期

1998(平成10)年改訂の教育要領は、環境による教育や遊びを中心とした総合的な指導など、1989(平成元)年改訂の教育要領の基本的考えを引き継いでいるが、教師が「計画的に環境を構成」すべきことや「幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たす」べきことを明確化すること、小学校以上の学校とのつながり、子育て支援や預かり保育について明示するなどの観点から改訂が行われた。

1998年改訂に際して出された教育課程審議会答申では、教育要領改訂の基本方針の一つとして、「幼児の主体的活動が十分に確保されるための幼児理解に基づく教師による計画的な環境の構成や遊びへのかかわりなどにおける教師の基本的な役割について明確化すること」を挙げている。これは、1989年版教育要領で「環境による教育」が第一に重要視すべきこととされ、教師は子どもの主体的な活動を保障するための環境を構成する役割が強調されたものの、子どもの主体性の尊重ということが、子どもの自由に任せた放任主義的な実践に陥る状況が生じたことにも関係している。

また、1998年改訂教育要領には学校教育法に規定される幼稚園教育目標の達成において、「生きる力の基礎」が育成されるよう努めるべきことが付け加えられた。「生きる力」とは、1996(平成8)年の中教審答申において子どもに育まれるべきものとして提起されたものであり、²¹⁾ そのことを受けて小学校以上の学校においては「生きる力」の

育成、幼稚園教育においては「生きる力の基礎」の育成が、それぞれ学習指導要領、幼稚園教育要領に反映された。

小学校以上の学校とのつながりに関しては、「指導計画作成上の留意事項」において、「幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること」と示されている。1998年の教育課程審議会答申では、教育要領改訂の基本方針の一つとして、「小学校との連携を強化する観点から、幼稚園における主体的な遊びを中心とした総合的な指導から小学校への一貫した流れができるよう配慮すること」としており、より具体的には、「幼稚園においては、幼児の遊びを中心とした楽しい集団生活の中で、豊かな体験を得させ、好奇心をはぐくみ、健康な体と心を育て、幼児期にふさわしい道徳性の芽生えを培うなどの教育を通して、小学校以降の生活や学習の基盤を養う必要がある」と、教育内容レベルでの具体的な幼稚園と小学校とのつながりのあり方を示している。

また、1998年の中央教育審議会答申²²⁾では、相次ぐ少年犯罪を機に、子どもたちの心が荒廃していること、またその背景には大人社会全体のモラルの低下があることを指摘した上で、幼児期からの心の教育における家庭、地域社会、学校各々の課題について提起している。学校教育の役割としては、道徳教育をより積極的に行っていくことが提起されており、幼稚園・保育所に対しては、「道徳性の芽生え」を培うこと、「体験活動」を積極的に取り入れること、「小学校教育との連携」などが提起されている。小学校との連携については、「幼稚園・保育所から小学校への接続が円滑に行われるようにするため、情報提供の充実や教育内容の一層の連携が求められる」と教育内容におけるつながりが強調されている。そして、「こうした教育内容・方法についての連携を進めていくためには、教員や保育者相互の交流や共同の研修の機会を増やし、相互の理解を深め、具体的な改善の方途を共に考えることが必要である」とする。

1998年改訂教育要領は、幼稚園教育が幼児の主体的な活動である遊びを中心として、小学校以降

の生活や学習の基盤を養う役割があるものとして強調している。そして、幼稚園と小学校との教育内容・方法における連携を進めるために、相互の交流や共同の研修の機会を増やすことを提起している。

以上、戦後における幼稚園教育内容の変遷について概観し、学校教育体系にどう位置づけられてきたかについて検討してきたが、幼稚園における教育内容は、時代の流れの中で、社会状況や子どもの実態等に合わせて、そのあり方が検討され、国によって提示されてきたのである。しかし、それらが示すものは必ずしも幼稚園の実践現場においてその意図通りに展開していくとは限らず、様々な要因によって、当初の目的とは違った方向に展開してゆくことがある。また、政策で示された意図を実現させることが、必ずしもその時々において指摘される問題を解決の方向に向かわしめ、子どもの発達を保障することにつながるとは限らないことは、これまでのわが国における教育を振り返ってみても明らかである。

3. 幼稚園教育のあり方に関する最近の議論

次に、最近の幼稚園教育に関する議論として、1998年の教育要領改訂後のそれについて概観する。そこでは、幼稚園教育が学校教育体系においていかに位置づけられているのか、また位置づけられようとしているのか特に教育内容のあり方に注目して検討する。

(1) 1998年幼稚園教育要領改訂後の幼稚園教育のあり方に関する政策上の議論

1999(平成11)年12月の中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」では、「自ら学び、自ら考える力」の育成を目指し、「幼児期から初等中等教育を一貫してとらえて、各学校段階間の連携を一層強化するため、(略)カリキュラムの一貫性、系統性をより一層確立するとともに、学校段階間のより望ましい連携や接続の在り方について総合的かつ多角的な観点から検討する必要がある。」としており、幼稚園から高校までの教育内容の一貫性の必要性を指摘している。

また2000(平成12)年3月には、1990年代後半から社会的な問題として取り沙汰されるようになった、小学校におけるいわゆる「学級崩壊」についての文部省委託研究報告書²³⁾が出され、「学級がうまく機能しない状況」のケースの一つとして、幼稚園と小学校の教員間の連携・協力が不足している事例が紹介されている。そして、このような小学校における問題改善の視点から小学校と幼稚園とのつながりが提起されている。

2000(平成12)年4月中央教育審議会答申「少子化と教育について」では、幼児期における教育が「小学校段階以降の生活や学習の基盤の育成につながることも配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、基本的な生活習慣の形成・定着、道徳性の芽生え、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎などを育てること」と、小学校以降の生活や学習の基礎となる幼児期に養われるべき性質について示している。この答申を受けて2001(平成13)年2月に出された幼稚園教育の振興に関する調査研究協力者会議報告「幼児教育の充実に向けて—幼児教育振興プログラム(仮称)の策定に向けて」では、「それぞれの学校段階の特質を踏まえつつ、幼児・児童・生徒がその間の段差を乗り越え、移行が円滑に行われるように接続を図ることが重要である。特に、幼稚園教育と小学校低学年段階の教育においては、幼稚園と小学校が連携し、幼児期にふさわしい主体的な遊びを中心とした総合的な指導から、児童期にふさわしい学習等の指導への移行を円滑にし、一貫した流れを形成することが重要となっている。」²⁴⁾として、指導方法における一貫性について言及している。

以上提起されるような教育内容の一貫性を実現させるための教員のあり方についても、様々なところで言及されている。例えば2002(平成14)年2月中央教育審議会答申「今後の教員免許制度の在り方について」では、「幼稚園及び小学校のそれぞれの教員が共通の子どもも理解を持ち、互いの教育に対して理解を深めることが重要」であるとしている。また同年6月に出された幼稚園教員の資質向上に関する調査研究協力者会議報告「幼稚園教員の資質向上について—自ら学ぶ幼稚園教員のために—」では、「小学校教員や養護学校教員など他校種の教員や保育士と幼稚園教員との人事交流

は、異なる専門性を幼稚園教員集団にもたらすと考えられ、有効である。」と幼稚園教員の資質向上のための人事交流を提起している。

以上、1998年幼稚園教育要領改訂後、幼稚園教育の意義及びあり方について多くの場面において言及されてきており、学校教育体系全体における幼稚園教育の重要性、幼稚園から高校に至るまでの教育の一貫性が強調されていることがわかる。とくに、教育内容や指導方法に関して、幼児にふさわしい主体的な遊びを中心とした総合的指導から、児童期にふさわしい学習への移行が円滑になされること等詳しく示されており、そのための教員間の相互理解や相互交流が強調されている。

(2) 2005(平成17)年の中央教育審議会答申が提示する幼稚園教育のあり方

2003(平成15)年10月には、中央教育審議会の初等中等教育分科会に教育課程部会と並んで新たに「幼児教育部会」が設置され、1年以上に渡って審議が重ねられ、2005(平成17)年1月に答申として「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」が取りまとめられた。²⁵⁾冒頭で「この答申は、幼児教育の重要性について国民各層に向けて広く訴えることを目的としたものである」と述べており、「幼児教育を教育改革の優先課題としてとらえ」る必要があると述べている。

この答申の中で、小学校以上の学校とのつながりに関しては、「幼児教育の充実のための具体的方策」のうち「発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実」とされる箇所に「子どもの育ちに係る今日的な課題を受け、幼児教育と小学校との連携・接続の強化・改善や3歳未満の幼稚園未就園児の幼稚園教育の円滑な接続など、幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図っていく。」としている。さらに、その中の「小学校教育との連携・接続の強化・改善」の内容として「遊びを通して学ぶ幼児期の教育活動から教科学習が中心の小学校以降の教育活動への円滑な移行を目指し、幼稚園等施設と小学校との連携を強化する。特に、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、連携・接続を通じた幼児教育と小学校教育双方の質の向上を図る。

具体的には、幼児教育における教育内容、指導方法等の改善を通じて生きる力の基礎となる幼児教育の成果を小学校教育に効果的に取り入れる方策を実施する。」

さらに、「教育内容における接続の改善」として、「幼稚園等施設において、小学校入学前の主に5歳児を対象として、幼児どうしが、教師の援助の下で、共通の目的・挑戦的な課題など、一つの目標を作り出し、協力工夫して解決していく活動を『協同的な学び』として位置付け、その取り組みを推奨すること」、「遊びの中での興味や関心に沿った活動から、興味や関心を生かした遊びへ、さらに教科等を中心とした学習へのつながりを踏まえ、幼児期から児童期への教育の流れを意識して、幼児教育における教育内容や方法を充実する必要」を挙げている。

以上、2005年の中央教育審議会答申の内容を見てきたが、ここでは、まず、これまで以上に幼稚園教育を含めた幼児教育の重要性が強調されていること、そして、幼稚園と小学校との間で子どもの発達や学びの連続性を踏まえた連携・接続を強化することが提案されていること、さらにこれは、幼児教育の教育内容・方法を改善・充実させることでその成果を小学校教育に効果的に取り入れるためのものであること、が把握された。

4. おわりに

関口は、「近年の幼児の特徴として、知的には早熟であるが、情緒的には未熟であること、運動機能が低下していることが指摘されている。生活習慣の自立(排泄、食事など)の遅れ、自己抑制力・落ち着き・集中力の低下、自己表現の方法の稚拙さ、対人的関心の希薄さなど、自分の思うがままに生活している姿が表れている。」と約10年前に指摘しているが、今日においても同じような状況であるといえよう。引き続き氏は、「こうした状況は。わが国の社会構造、家庭生活全体の変化に基づくものであるから、幼児教育の分野単独で解決を図ることはきわめて困難である」としつつ、「しかし、保育の場は、これらの問題に最も敏感に対応しなければならない。」と述べている。²⁶⁾

時代の変化の中で、その変化しゆく社会を支える人材の育成を展望した幼児教育のあり方がその

都度求められるであろうし、また時代の変化が子どもの姿そのものにも影響を及ぼし変化を生じさせれば、子どもの実態に見合った幼児教育のあり方がその都度求められることになる。このこと自体は、教育が社会から遊離したものでなく、社会の維持・発展にとって有効に機能することが重要であることからすれば、否定されることでも問題視されることでもない。

しかし、社会からの様々な要請に対応する際には、そのことの是非を十分に検討し、適切な判断をする必要がある。そのためにも、これまでの幼稚園教育の実践の積み上げを整理し、外部からの様々な要請について、「子どもの発達の保障」「子どもの最善の利益の保障」との視点から、幼稚園教育として引き受け難いあるいは引き受けるべきではないと判断した場合には、保育、幼児教育のあり方として守るべきものために、要請を受け入れられないことを説得的に示せるだけの幼児教育の意義・あり方を明確にしておく必要がある。今日、ますます親からの保育、幼児教育に対するニーズは多様化しており、また学校教育全体がその機能上様々な問題を呈してきている中において、平成19年6月に改正された学校教育法では、学校種の規定順に変更が加えられており、幼稚園が学校教育体系の基底部に明確に位置付けられた。幼児教育は、従来以上に期待が向けられ、社会からの様々な要請に現実に応えていくことが求められるであろう。しかし、幼児教育に対する要請が幅広くそして強く向けられるほどに、「子どもの発達の保障」「子どもの最善の利益」を守るための明確な判断を可能にすべく保育実践の蓄積から幼児教育の意義、あり方をより明確にし、その認識を社会に広げていくことが必要であろう。

【注】

- 1) 坂元彦太郎「幼児のための教育課程」『幼児教育学全集第2巻 教育内容と方法』小学館、1971年、130頁。
- 2) 川原佐公「保育内容の変遷」待井和江・野澤正子・川原佐公編著『新現代幼児教育シリーズ 保育内容論』東京書籍、1995年、34頁。
- 3) 前掲1) 136頁。
- 4) 森上史朗「幼稚園令(大正15年)から、新・教育要領(平成元年)まで」柴崎正行編著『保育内容と方法の研究』栄光教育文化研究所、1997年、353頁。
- 5) 岡田正章「保育内容・方法の充実への動き」岡田正章他編『戦後保育史 第一巻』フレーベル館、1966年、114～115頁。
- 6) 前掲4) 354頁。
- 7) 同上。森上は、とくに、このころから幼稚園がふえ始めたため、保育現場の実践者や指導者に、学校教育経験者が多くおりてきたことが、領域が教科的に扱われる傾向に拍車をかけたとしている。
- 8) 関口はつ江「幼児の発達を保障する保育内容」日本保育学会編『わが国における保育の課題と展望』世界文化社、1997年、185頁。
- 9) 前掲2) 37頁。
- 10) 諏訪きぬ「高度経済成長と保育要求の高揚」浦辺史・宍戸健夫・村山祐一編『保育の歴史』青木書店、1984年、212頁。
- 11) 前掲10) 213頁。
- 12) 前掲4) 355頁。
- 13) 前掲8) 186頁。
- 14) 前掲10) 217頁。
- 15) 村山は、答申における幼児教育に関する見解の特徴の一つは、「早熟化に対応する就学始期の再検討、早期才能開発の推進ということから『先導的試行』による『新しい学校体系』(いわゆるエリートコース)のなかに幼児学校を位置づけたこと」にあり、「文部省は中教審答申の趣旨にそって、72年度以降、幼稚園教育行政にいままでにない力をそそぎ始めたのである。」としている。村山祐一「70年代政策動向と保育」浦辺史・宍戸健夫・村山祐一編『保育の歴史』青木書店、1984年、256、258頁。
- 16) 前掲4) 358頁。
- 17) 1984(昭和59)年に中曽根内閣は国の教育の在り方について審議する内閣総理大臣の諮問機関として設置した。そこでは「新しい時代に生きる国民の教育」を目指して議論が展開され、1985(昭和60)年に「教育改革に関する第1次答申」が出され、1987(昭和62)年までに、第4次(最終)まで答申が出された。

- その中で教育改革の方向性として、「個性重視」「生涯学習体系への移行」「国際化・情報化への対応」などが提起され、これらの内容を受けて、1987（昭和62）年12月に教育課程審議会が「幼稚園、小学校、中学校および高等学校の教育課程の基準の改善について」答申した。
- 18) 柴崎正行編著『保育内容と方法の研究』栄光教育文化研究所、1997年、338～339頁。1980年代に提唱されるようになった「生涯学習体系への移行」そしてその基盤整備のために始められた政策は、1990年に生涯学習審議会が発足して以降、さらなる勢いで進められていく。当初、学習機会の提供を拡大するという点を中心であった施策は、個人が学習したことを仕事あるいはボランティア活動などの形で社会に還元するという視点からリカレント教育などが推進されるようになった。また国際的にも推進されている人権教育や環境教育を生涯学習の視点から、幼児期からの発達段階にあわせて学習することや、生涯学習の力そのものを養うという観点から、学校における学習内容や方法に関して主体的な選択の機会を与えることが強調された。
- 19) 前掲18) 345頁。
- 20) 前掲2) 40～42頁。
- 21) 第15期中央教育審議会第1次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（1996年7月）答申では、「変化の激しいこれからの社会を「生きる力」について、「いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協
- 調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力」であるとして、「これらをバランスよくはぐくんでいくことが重要」であるとしている。
- 22) 1997年5月神戸市で中学3年男子生徒による小学生連続殺傷事件が発生し、社会に大きな衝撃を与えたことを契機として、文部省が子どもたちの心的荒廃が背景をなす重大事件と受け止め、同年8月「幼児期からの心の教育の在り方について」と題し第6期中央教育審議会に緊急諮問した。翌98年6月に同審議会が「新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う危機」をタイトルとする答申を提出した。
- 23) 文部省委託研究最終報告書「学級経営をめぐる問題の現状とその対応」2000年。
- 24) 文部科学省では、2001年3月に「幼児教育振興プログラム」を策定し、幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、子育て支援の充実、小学校との連携の推進、幼稚園と保育所の推進といった幼稚園教育の条件整備を中心に、家庭、地域社会における子育て支援の施策の充実を図る方向性を示した。
- 25) この答申では、「幼児とは、小学校就学前の者」、「幼児教育とは、幼児に対する教育を意味し、幼児が生活するすべての場において行われる教育を総称したものである。具体的には、幼稚園における教育、保育所等における教育、家庭における教育、地域社会における教育を含み得る、広がりを持った概念としてとらえられる。」としている
- 26) 前掲8) 191頁。

Position of Kindergarten Education in System of School Education

Nozaki, Makoto*

近年、幼児教育の重要性が指摘されるようになってきている。その背景には、少年犯罪の頻発など子どもの心の荒廃が目立ってきたことや、子どもの体力の低下、小学校における「学級崩壊」、「小1プロブレム」などの問題が指摘される状況があり、幼児期の発達のあるり方にも関心が向けられるようになったと思われる。本稿では、幼稚園教育が戦後学校教育体系の中において、どのような意義をもつものとして認識され位置付けられてきたのかについて、主に国の教育制度上、政策上のそれに注目をして明らかにする。特に、幼稚園教育内容のあり方が、小学校以上の学校教育との関係で、どのように踏まえられてきたかに注目した。さらに、幼稚園教育に関する最近の政策議論についても検討し、学校教育体系において幼稚園教育がいかに位置づけられようとしているのか若干の考察を行った。幼稚園は、戦後法制度的には学校として位置づけられ、その教育内容については、時代ごとの政策的意図、社会的な要請、小学校以上の学校との関係等様々な要素が絡み合う中で、その意義やあり方が論じられ、位置づけられてきた。最近幼児教育の重要性が特に政策上において指摘されている。

キーワード：幼稚園教育，教育内容，学校教育体系における位置付け，政策議論

*Nagoya Ryujo (St. Mary's) College